

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

山形県立新庄病院

《処方変更に関わる原則》

- 医療用麻薬、抗悪性腫瘍薬、注射薬（インリン等）は対象外とする。
- 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名または記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- 処方内に医師のコメントがある場合はコメントを優先する。
(例：コメントで「変更不可」「〇〇でも可」等の記載がある場合はその指示に従う)
- 処方変更は、各医薬品の適応及び用法・用量を遵守した変更とすること。また、安全性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- 患者に十分な説明（適正な服用・使用方法、安定性、価格等）を行い、理解と同意を得た上で変更する。
- プロトコールに合致する場合でも緊急性があると判断できる場合には、処方医に疑義照会する。

1. 処方変更・調剤後の連絡方法

調剤後速やかに「疑義照会簡素化トレーシングレポート」に記載し、以下の新庄病院宛て番号へFAXで連絡する。通常の疑義照会による変更の場合は、**従来通り「疑義照会連絡票」**に記載し同様にFAXで連絡する。

ただし、銘柄名処方および一般名処方に係る処方薬について調剤した薬剤の銘柄等の情報提供を不要とする。（「後発医薬品変更情報提供書」の提出は不要）

FAX番号：(0233)23-2987

2. 疑義照会不要例（ただし、麻薬、抗悪性腫瘍薬、注射薬に関するものは除く）

(1) 内用薬の以下の通りの剤型の変更

錠剤・カプセル剤 → 口腔内崩壊錠

散剤 → 錠剤

※用法・用量及び体内動態が変わらない場合のみ可とする

※外用剤の剤型変更は不可とする

(2) 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

(患者負担が増える場合は患者の同意を得ること)

例：5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠

10mg錠 1回0.5錠 → 5mg錠 1回1錠

(3) 服用状況等の理由により処方薬剤を半割や粉砕、混合すること、あるいはその反対への変更（安定性に留意して行うこと）ただし、麻薬、抗悪性腫瘍薬を除く

例：ワーファリン錠 1mg 2.5錠（粉砕）⇔ ワーファリン錠 1mg 2錠
0.5mg 1錠

(4) 一包化の指示がない処方で、以下の理由がある場合の一包化調剤

ただし、麻薬、覚せい剤原料、抗悪性腫瘍薬、頓用であることが明らかな下剤等、およびコメントに「一包化不可」とある場合は除く

また、ワーファリン錠は用法・用量の変更を考慮し単独分包とすること

- ① 服薬アドヒアランスが悪く、一包化することによりアドヒアランスが向上すると判断した場合
- ② 手先が不自由である等の理由により、一包化調剤が望ましい場合
- ③ 患者が希望する場合

(5) 隔日投与等の指示がある薬品や週1回服用製剤、月1回服用製剤が連日投与の他の処方薬と同日数で処方されている場合の処方日数の適正化（薬歴や患者面談上、処方間違いが明確な場合）

(6) 用法について薬学的管理、薬物療法上も合理性があると薬剤師が判断できるものについての用法変更

- ① 薬事承認されている（添付文書上の）「用法」以外の内容が処方箋に記載されている場合、用法変更可（漢方薬の食前、EPA製剤の食直後、 α グルコシダーゼ阻害剤の食直前、ビスホスホネート剤の起床時等）
- ② 当院では食間をわかりやすく食後2時間後としているが、患者に説明することで食間に変更可
- ③ 患者面談上、処方医の意図により用法を変えていると薬剤師が判断できるものについては用法を変更せずに処方通り

- (7) 湿布薬や軟膏での規格変更（合計処方量が変わらないこと）
例：5g2本 → 10g1本 湿布（7枚入り）5袋 → （5枚入り）7袋
- (8) 外用薬の用法で「医師の指示通り」または「患部に使用」等が記載されている場合は薬剤師が患者に使用部位を確認し処方箋の備考欄に追記
- (9) エンシュアリキッド等のフレーバーの変更
例：エンシュアリキッドバニラ味12本 → バニラ6本、コーヒー6本
- (10) 継続処方されている処方薬に残薬があった場合、投与日数を調整（短縮）して調剤（ただし、麻薬、抗悪性腫瘍薬、注射薬に関するものは除く）
- ※ 災害時などを考慮し、最低7日分の残薬は必要
 - ※ 変更後の処方日数は最低1日分とすること
 - ※ 疑義照会簡素化トレーシングレポートには、残薬が生じた理由と回避するためにとった対応について記載すること

3. 運用開始日

2019年2月1日 【第1版】